

# これからは マイナ保険証の時代

健康保険証は  
2024年12月1日まで!

12月2日以降、健康保険証の新規発行・再発行は行われず、  
医療機関等の受診はマイナ保険証が原則となります。

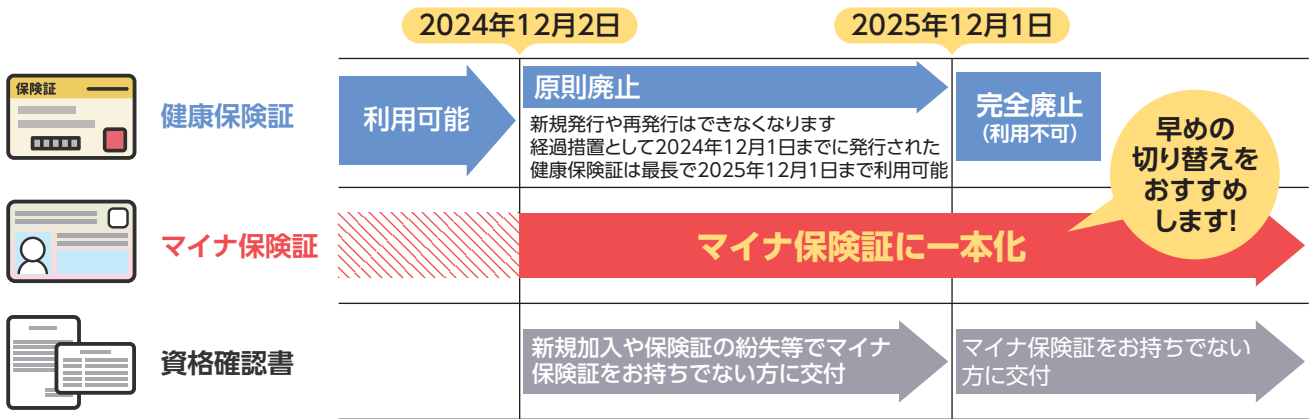
早めに申請・登録を行いましょう。

※マイナ保険証…保険証利用登録をしたマイナナンバーカードのこと。



# 医療機関等の 受診はマイナ保険証で!

## 保険証廃止のスケジュール



## 病院のかかり方は?

方法は**4**つ!



### マイナ保険証

顔認証付きのカードリーダーにマイナ保険証を入れて本人確認を行います。情報提供に同意することで、過去の診療情報等に基づく適切な医療を受けられます。

マイナポータルでも「資格情報」が確認できます。そのため、カードリーダーが使えない場合、マイナポータルとマイナ保険証と一緒に提示すれば、「資格情報のお知らせ」がなくても、保険診療が受けられます。

### マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ

マイナ保険証が使えない医療機関等でマイナンバーカードと一緒に提示すると、保険診療が受けられます。



スマホで簡単!  
ダウンロードも  
できます

### 健康保険証

2025年12月1日(有効期限が先に到来する場合は有効期限まで)は使用可能です。

### 資格確認書 (対象者に12月2日以降)

健康保険証廃止後、マイナ保険証をお持ちでない方は、当組合が発行する「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

※様式が異なる場合があります。

# 引き続き、安心して保険診療を受けていただくために

## 廃止前 「資格情報のお知らせ」

対象者:被保険者および被扶養者全員



「マイナ保険証」には、医療機関等を受診する際に必要な健康保険の記号・番号等の表示がありません。そのためすべての被保険者および被扶養者の方に「資格情報のお知らせ」を送付します。今後「マイナ保険証」をご利用いただくにあたり、**当組合に登録のある加入者情報(マイナンバーカードの下4桁を含む)をお知らせします。**

## 廃止後 「資格確認書」

対象者:「マイナ保険証」をお持ちでない方  
(対象者に2024年12月2日以降順次発行)



マイナンバーカードをお持ちでない、またはマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方に対して当組合が発行するものです。「マイナ保険証」の代わりとして利用することができませんが、有効期限等が設定され、更新が必要であるなどの一定の制限がありますので、「マイナ保険証」の利用をお願いします。

## 届いたら… マイナンバーの下4桁 に間違いがないかをご確認ください。

記載内容に誤りがある場合は、当組合にご連絡ください。

- ※様式が異なる場合があります。
- ※マイナンバー未登録、または登録済みのマイナンバーが正しいものか確認する必要がある場合、マイナンバーの下4桁の記載はありません。

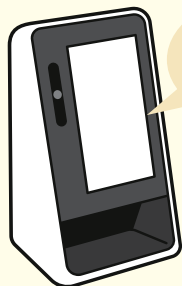
切り取ってマイナンバーカードと一緒にお使いください。

資格情報のお知らせ  
令和〇年〇月〇日発行  
(交付者名)  
(保険者番号)  
記号000 番号 00000000 (校番)00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 ○割(70歳以上のみ記載)  
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です



## マイナ保険証はカンタンにつくれます!!

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、「保険証利用の登録」が必要です。  
早めの登録をお願いします。



受診時に  
カンタンに  
登録できます!

医療機関窓口の  
カードリーダー



カードをかざし、  
4桁の暗証番号を  
入れるだけ!

セブン銀行ATM



市区町村の窓口

マイナンバーカードの保険証利用登録の詳細は右の二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込編】



## 医療費が安くなる

マイナ保険証で受診すると、従来の保険証で受診するよりも初診料が20円、再診料が10円、安くなります。  
※患者負担は下記金額の2割または3割。  
初診料の加算は同一医療機関で月1回、再診料は3か月に1回です。

	初診料の加算	再診料の加算
健康保険証	30円	20円
マイナ保険証	10円	10円



# 健康保険証を マイナ保険証に 切り替える意味って？

## データに基づく 適切な医療

マイナ保険証を使って受診すると、医師や薬剤師が過去の診療・薬剤情報、特定健診データを確認でき、重複投薬や併用禁忌を避けた、より適切で質の高い医療が受けられます。

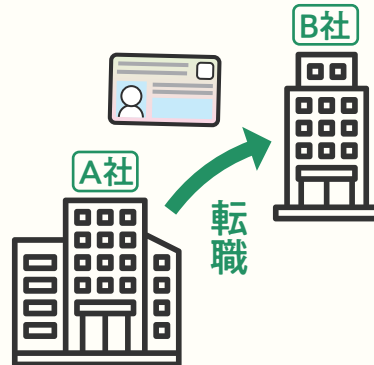
※受診時に本人の同意が必要です。



## 就職・転職時もスムーズ

マイナ保険証なら、転職・転居時などもそのまま使い続けることができます。これまでの健康保険証のような切替・更新の必要がなくなります。

※当組合への届出は必要です。



## 「限度額適用認定証」が不要

医療機関等の窓口で、「限度額情報の表示」に同意すれば、事前の手続きなく、高額な窓口負担が軽減されます。

※受診時に本人の同意が必要です。



## 確定申告もカンタンに

確定申告時、1年間に支払った医療費が一定額を超えた場合に、所得税・住民税の控除を受けられる医療費控除。マイナポータルを使うと、医療費通知情報を確定申告書に自動入力でき、これまでよりカンタンに手続きが行えます。

## 必ず会社にマイナンバーの提出を!

マイナンバーが会社などに未提出だったり、誤って提出していたりすると、マイナ保険証によるオンライン資格確認ができません。転職・転居されたときは、ご家族の分も含め、番号等に誤りがないか確認のうえ、すみやかに会社などへマイナンバーをご提出いただくようお願いします。

## マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずは取得を!

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日...9:30 ~ 20:00 (紛失・盗難による利用停止は  
土日祝...9:30 ~ 17:30 (24時間365日受付)

